

令和 6 年度低所得者支援給付金のご案内

基準日(令和 6 年 6 月 3 日)において、本市に住民登録があり、次のいずれかに該当する場合、給付金を支給します。

支給対象	給付金の支給額
① 新たに 令和 6 年度住民税均等割が 非課税 となった世帯	①及び② 1 世帯当たり 10万円
② 新たに 令和 6 年度住民税 所得割 (減税前) が課せられていない者 のみで 構成される世帯 (上記①を除く)	
③ 上記世帯で扶養されている 18歳以下の児童 (18歳に達する日以降最初の 3 月31日までの児童)	③ 1 人当たり 5 万円

※ 「住民税所得割が課せられていない」とは納税通知書等に記載されている**所得割の金額が0円**で均等割の5,300円 (市民税3,500円、府民税1,800円)のみ課税(本市の場合)されている方です。

※ **別世帯に扶養している生計が同一である児童及び令和 6 年 6 月 4 日から令和 6 年 9 月 30 日までに出生された児童も対象**となります。
(令和 6 年 9 月中の出生により、申請期限までの申請に間に合わない場合はご相談ください。)

※ 下記の世帯は原則**対象外**です。

住民税均等割が課されている**他の親族等の扶養を受けている方のみ**で構成されている世帯
令和 5 年度に価格高騰重点支援給付金もしくは低所得者支援給付金の**支給対象となった世帯**

申請の有無

支給要件確認書の提出が必要です。



低所得者支援給付金

申請期限:令和6年 9 月 30 日(月)【消印有効】

※ オンライン申請を行う場合は、確認書の返送は不要です。
オンライン申請手続き詳細はホームページをご確認ください。



裏面に続きます。必ず確認してください。

手続きについて

1. 本市から届いた「**支給要件確認書**」の内容を確認してください。
2. 必要事項を記入し、**確認書と必要書類を**

令和6年9月30日(月)(消印有効)までに返送してください。

※ 期限までに申請のない場合は支給できません。

※ 支給要件に該当するにも関わらず、「支給要件確認書」が届かない場合は下記までお問い合わせください。

給付金の支給時期

確認書などの提出後、不備がなければ、
概ね**2週間程度**を目途に支給します。

※ 申請が集中する時期は遅れる場合があります。

※ 振込日が決まり次第、個別に通知します。

その他、詳しくは、市ホームページをご覧ください。
QRコードからご覧いただけます。

対象①・②



対象③



！「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。



お問い合わせ先

寝屋川市定額減税補足給付金実施本部

〒572-0831 寝屋川市豊野町15番10号

寝屋川市役所別館 1 階



072-800-4860

受付時間：午前9時～午後5時30分（土日祝を除く）

